

仕 様 書

- 1 業務名称 広島市立北部医療センター安佐市民病院
建築・防火設備及び特定建築物定期調査業務
- 2 委託期間 契約締結の日から令和8年12月31日まで
- 3 業務対象建築物
 - (1) 所在地：広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号
 - (2) 名 称：広島市立北部医療センター安佐市民病院
 - (3) 建築物：病院棟・エネルギーセンター棟
SRC造 地下1階、地上5階、塔屋2階
 - (4) 延床面積：52,519.90 m²
 - (5) 建築面積：14,884.59 m²
- 4 点検内容
 - (1) 本業務は、建築基準法第12条第1項及び第3項に規定する特定建築物の点検を実施するものとし、点検内容は次による。
 - ・ 建築設備の点検は、平成20年国土交通省告示第285号『建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判断基準並びに調査結果表を定める件』による。
 - ・ 防火設備の点検は、平成28年国土交通省告示第723号『防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判断基準並びに検査結果表を定める件』による。点検箇所は添付図面による。
 - ・ 特定建築物定期調査は令和8年度に実施することとし調査内容は以下の項目とする。
 - 敷地及び地盤の調査
 - 建物外部の調査
 - 屋上及び屋根の調査
 - 建物の内部などの調査
 - 避難施設・非常用進入口などの調査

(2) 定期検査・報告を行う資格

- ・一級建築士、二級建築士
- ・調査員、検査員の資格者証の交付を受講している資格者
 - ・建築設備検査員
 - ・防火設備検査員

(3) 点検実施期間

年度	特定建築物	建築設備	防火設備	実施期間
令和5年度	/	○	○	12月10日まで
令和6年度	/	○	○	12月10日まで
令和7年度	/	○	○	12月10日まで
令和8年度	○	○	○	12月10日まで

5 提出書類

- ・現場責任者等氏名届
- ・業務従事者名簿
- ・証明書写し（資格等）
- ・雇用契約書写し（保険証等）
- ・運転免許証写し
- ・業務実施計画書

6 別途検査業務

上記設備のうち、別途法令検査等を行っている下記の点検項目は除く。（ただし、本施設が提供する当該点検記録を精査のうえ、適否の判定は行う。）

- (1) 室内及び作業環境測定
- (2) 消防、蓄電池設備点検

7 一般事項

業務の日時、作業方法等については施設担当者と協議するものとする。

8 報告事項等

- (1) 本業務の実施に先立ち、施設担当者に業務担当者の住所・氏名等を報告するとともに

に、本業に関する資格者証の写しを提出すること。業務担当者に変更があったときも、同様とする。

(2) 成果品は以下のとおりとする。

ア 建築設備

- ・定期検査結果報告書
- ・建築設備概要書
- ・定期検査表
- ・点検結果図（CAD で作成。建築の点検結果図に準じる。）
- ・関係写真

イ 防火設備

- ・定期検査結果報告書
- ・防火設備概要書
- ・定期検査表
- ・点検結果図（CAD で作成。建築の点検結果図に準じる。）
- ・関係写真

ウ 特定建築物定期調査概要（総括表）

(3) 成果品の提出部数等

- ・成果品は、製本 2 部、電子データ 1 部とする。
- ・電子データ提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。
- ・毎年の報告書提出は 1 2 月 1 5 日までとする。

9 経費の負担等

本業務に必要な経費のうち、電気料、水道料及びガス料は施設の負担とする。

10 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

防火設備検査は、火災感知器との連動等があるため消防点検会社と協力して検査を実施すること。